

水道の水質基準等の改正方針案について

水道水に関して次の農薬類の目標値等の見直しを行い、令和4年4月1日から適用する。

なお、詳細は資料2参考（詳細資料）のとおり。

1. 食品健康影響評価を踏まえた目標値の見直し

農薬名	新目標値(mg/L)	現行目標値(mg/L)
【対】 ホスチアゼート	0.005	0.003
【要】 クロロピクリン	0.003	—
【他】 ウニコナゾールP	0.05	0.04

[理由]

内閣府食品安全委員会により公表されたこれらの農薬の食品健康影響評価の結果に基づき水道水の目標値を計算^{*}したところ、現行の目標値と異なる結果が得られたため。

※ 内閣府食品安全委員会が設定した許容一日摂取量(ADI:Acceptable Daily Intake)を用い、1日2L摂取、体重50kg、割当率10%として算出。

2. 検出状況を踏まえた分類の変更

農薬名：イプフェンカルバゾン

(現行) 要検討農薬類 目標値 0.002mg/L

(改正) 対象農薬リスト掲載農薬類 目標値 0.002mg/L

[理由]

厚生労働科学研究において、原水、浄水においてイプフェンカルバゾンが検出されており、総農薬方式での寄与も大きいことが示唆されたため。

3. その他の見直し

農薬名：【対】 メチダチオン

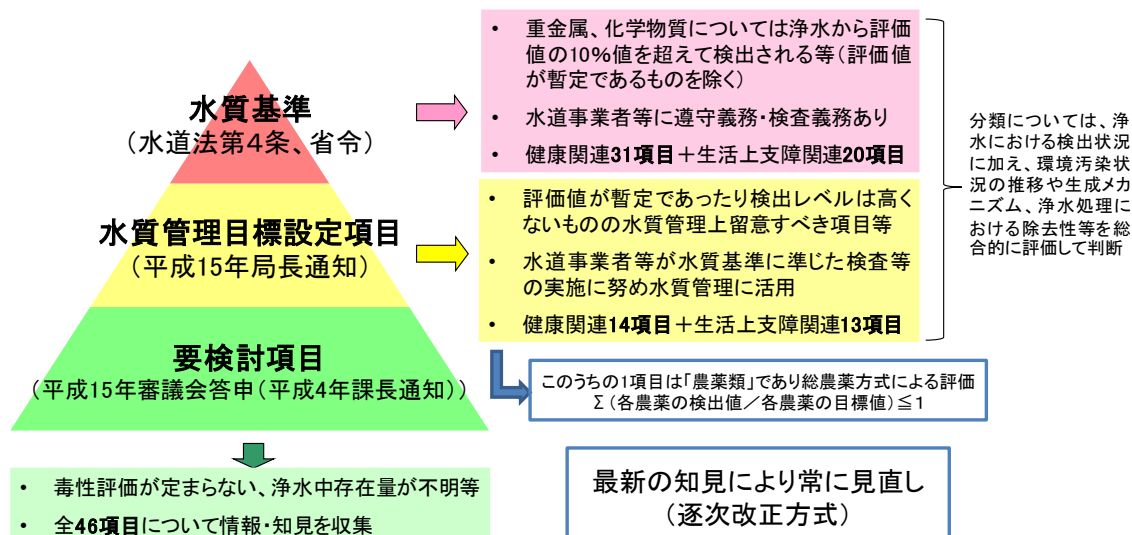
(現行) メチダチオンそのもの(原体)のみ検査対象

(改正) メチダチオンのオキソン体についても検査対象とし、原体の濃度にオキソン体を原体の濃度に換算したものを合算してメチダチオンの濃度とする。

[理由]

厚生労働科学研究において、メチダチオンのオキソン体がメチダチオンのそのもの(原体)と同様にコリンエステラーゼ活性を阻害することが確認された。また、メチダチオンは塩素と速やかに反応し、オキソン体が生成され、一定程度残存する(水中でも比較的安定性を有する)ことが確認されたため。

(参考) 水質基準の体系図



農薬類については、現在、水質基準に位置付けられている物質はなく、水質管理目標設定項目の一つとして「農薬類」が定められている。水道水(浄水)における農薬類の評価方法は、個々の農薬について検出値(濃度)を目標値(濃度)で除した値を計算し、それらを合算した値が1を超えないこととする「総農薬方式」を採用しており、測定を行う農薬は、各水道事業者等がその地域の状況を勘案して適切に選定する。

検出状況や使用量などを勘案し、浄水で検出される可能性の高い農薬114物質が「対象農薬リスト掲載農薬類」として整理されているが、これらの農薬以外の農薬についても、地域の実情に応じて測定を行い、総農薬方式による評価を行うこととされている。

なお、農薬類には、「対象農薬リスト掲載農薬類」の他に「要検討農薬類」と「その他農薬類」の分類区分があり、内容等は下表のとおりである。

表 農薬類の分類区分

分類区分	内容	項目数 [※]
対象農薬リスト 掲載農薬類 (【対】)	目標値の1%を超えて浄水から検出されるおそれのあるものや、検出のおそれが小さくとも社会的な要請があるもの	114
要検討農薬類 (【要】)	対象農薬リストに掲載しない農薬類のうち、積極的に安全性評価及び検出状況に係る知見の収集に努めるもの(目標値が未設定であるが、既存の許容一日摂取量を用いて算定される評価値の1%を超えて検出されるおそれがあるものを含む)	16
その他農薬類 (【他】)	対象農薬リストに掲載しない農薬類のうち、測定しても浄水から検出されるおそれが小さく、検討の優先順位が低いもの	86

